

環境まちづくり委員会 送付 7-42

番町での焚き火を環境と健康への配慮からやめさせていただく陳情

受付年月日 令和7年12月2日

陳情者 提出者 1名

千代田区議会議長 秋谷こうき様

2025年12月2日

氏名：[REDACTED]

住所：[REDACTED]

電話：[REDACTED]

番町での焚き火を環境と健康への配慮からやめさせていただく陳情

大気汚染防止（ゼロカーボン）施策に反し、健康被害と生活への支障が生じることから、番町の森での焚き火イベントはやめさせていただくよう、陳情いたします。

【理由】

11月28日の環境まちづくり委員会を視聴しましたが、11月1・2日の番町たき火まつりで被害が通報されたにも拘わらず「今後、同様のイベントが開催されることを把握したときは、事前にイベントの実施方法等について確認し、禁止行為（廃棄物等の焼却）や近隣への迷惑行為を行わないよう指導していく。」等で終わってしまいました。しかし以下の問題があります。

1. 焚き火は都民の健康を守るための東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」

126条の精神に反します。

東京都の条例は、近隣への迷惑行為だけでなく世界的なダイオキシンやPM2.5などの発がん性物質に対処するものです。この理念からすれば、焚き火はやってはならないことです。

環境省も野外焼却は原則禁止と言っています。千代田区のゼロカーボン施策にも反します。

焚き火は住民の健康を損ねてまでやってよい行事でしょうか。

委員会では「廃棄物等」の解釈にこだわっていましたが、何であれ、燃やせば煙は出ます。

一般都民は環境汚染や健康被害を出さないようにという条例の趣旨に則り、ノスタルジーに浸ることなく、焚き火を自粛してきています。

2. 東京都の環境関連の条例は世界的なダイオキシン、PM2.5問題と、特に長く喘息による悲惨な状況が多発していたことを背景に作られました。

東京都はダイオキシン等による人の健康及び生活環境への支障を防いだり、対処するために、

① 屋外焼却行為の原則禁止

② ディーゼル車規制

③ 大気汚染の影響を受ける喘息児、呼吸器疾患患者の医療費補助

等の施策で真摯に取り組み、徐々に成果が出ています。

特に③の大気汚染関連医療費助成制度は東京都独自のもので、都の大気汚染被害者への思いが特徴的に表れています。

東京都のこうした歴史を無視して、先人の努力を無駄にすることはあってはなりません。

年に数日のことだからと認めたら「他地区でもやりたい」「千代田区でやっている」とあちこちで止めがかかるなくなり都の施策努力が無駄になります。燃焼物の種類、煙の多寡や届く範囲、時間、設置位置如何の問題ではありません。

3. 被害が出た場合、どのように補償するのでしょうか。



- ① 健康問題のある方が自分の状態を開示してまで請求しないこともあります。開示したくない方への補償はどのようにするのでしょうか。(昨今は COPD=閉塞性肺疾患の方が増え、また重篤な疾病や既往症をお持ちの方も自宅で普通に暮らしておられます。)
- ② 煙で窓もあけられないので外出せざるを得ない状態であった方がいたと聞いています。
この不本意な外出費用の補償はどのようにするのでしょうか。
窓を開けていて悪臭が家財についた場合の補償はどのようにするのでしょうか。
(煙は高いところに昇るので集合住宅に影響を与えます。見えていなくても広範囲に広がっています。)
- ③ 喘息発作は命にかかわります。一晩中親も子も眠れず、翌日は登校も出社もできなくなることがあります。医療費だけでなく、こうした登校機会や稼得機会の損失費用の補償はできるのでしょうか。
- ④ 火の粉の飛散による火災についてはどのように補償するのでしょうか。

環境まちづくり委員会では委員から「被害の補償は事実上不可能でしょう、したがってこのようなイベントはやってはならないということです。」とのご意見がありました。このご趣旨を主催者にご理解いただければ、実施は無理なことがわかります。

また、「主催者がどのような保険に入っているか」についてご回答がありませんでした。

4. 喘息児（参加できる子）と非喘息児（参加できない子）という子供間の精神的分断にもなります。
5. 番町の森は「火気禁止」と書いてあります。騒音問題と同様に日テレの都合で、自身が設定した諸原則が貫かれないなら、公的性格を持つはずの再開発後の公開空地の使用のあり方には日テレの都合が反映される可能性が懸念され、日テレへの不信感が一層深まります。
この結果、地区の分断が深まり広がることが危惧されます。
- 6.これまで通報がなかったとのことでしたが、次の様な状況でどこに言つたらいいのかわからなかったからだけです。潜在的に困っている方が沢山います。
 - ① 関係者の電話番号のあるポスターは近くになかった。(後からあることを知人から聞いて知った)
 - ② 会場の入り口には連絡先の表示は見つけられなかった。
 - ③ 煙で健康被害を被る人は煙る会場内に入って責任者を探すことなどできなかった。
 - ④ 休日で区役所には連絡できなかった。
そもそも区役所が関連しているとはと思い浮かばなかった。
 - ⑤ 日テレに言うとしても視聴者センターでよいのかわからないし、視聴者センターは月～金のみ。
7. 環境まちづくり委員会では「実施するなら住民等の意見を聞くべき」とのご提案も出ましたが、世界的な環境問題や、都条例の理念を認識しないまま「楽しそうだ」「やらせたい」との意見誘導がなされかねません。いくらそういう意見が多くても健康被害を引き起こすことを実施してよいことにはなりません。

【結論とお願い】

煙を出さないで焚き火を行うことは不可能で、大気汚染や健康被害を全く引き起こさずに焚き火することはできないはずです。人や地球環境への思いやりこそ大事な教育テーマです。区民の健康を守るために番町の森での焚き火イベントの実施をやめさせていただくようお願いいたします。